

平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第十四条第三号の規定に基づき、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 安全機能を有する施設（第二条—第十二条）
- 第三章 重大事故等対処施設（第二十二条—第三十五条）

附則 第一章 総則

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する規則及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号。以下「加工規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 設計基準事故とは、加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

二 安全機能とは、加工施設の通常時又は設計基準事故時において、加工施設の安全性を確保するために必要な機能をいう。

三 安全機能を有する施設とは、加工施設のうち、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設があるため、放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章及び次章において「工場等」という。）外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをい

う。

五 重大事故等対処施設とは、プルトニウムを取り扱う加工施設において重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）

以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するための機能を有する施設をいう。

六 重大事故等対処設備とは、プルトニウムを取り扱う加工施設において重大事故等に対処するための機能を有する設備をいう。

七 多様性とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件下において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通原因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。以下同じ。）又は従属性因（單一の原因によつて確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。）によつて同時にその機能が損なわれないことをいう。

第二章 安全機能を有する施設

（核燃料物質の臨界防護）

第二条 安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的的安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。

2 臨界質量以上のウラン（ウラン一二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならぬ。

（遮蔽等）

第三条 安全機能を有する施設は、通常時ににおいて加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

一 管理区域その他工場等内の人々が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとすること。

二 放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとすること。

（閉じ込めの機能）

第四条 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。

（火災等による損傷の防止）

火災又は爆発の発生を防止することができ、かつ、消防を行う設備（以下「消防設備」という。）及び早期に火災発生を感じる設備（以下「火災感知設備」という。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

（安全機能を有する施設の地盤）

規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあつては、同一条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

（耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。）

（地盤に設けなければならない）

3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

（地震による損傷の防止）

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

（地震による損傷の防止）

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対しても安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

（安全機能を有する施設の地盤）

規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあつては、同一条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

（耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがある地盤に設けなければならない。）

（地盤に設けなければならない）

3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

（地震による損傷の防止）

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

（地震による損傷の防止）

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

（耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対しても安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）

（溢水による損傷の防止）

（津波による損傷の防止）

（耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対しても安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。）

（溢水による損傷の防止）

（安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。）

（誤操作の防止）

（溢水による損傷の防止）

（溢水による損傷の防止）

2 安全上重要な施設は、容易に操作することができるものでなければならない。

（安全避難通路等）

1 その位置を明確かつ恒久的に表示するにより容易に識別できる安全避難通路

		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源
		（安全機能を有する施設）
	第十四条	安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。
	2	安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を發揮することができるものでなければならない。
	3	安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。
	4	安全機能を有する施設は、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、その安全機能を損なわるものでなければならない。
	5	安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性を損なわるものでなければならない。（設計基準事故の拡大の防止）
	第十五条	安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。（核燃料物質の貯蔵施設）
	第十六条	加工施設には、次に掲げるところによること。
	一	核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものとすること。
	二	冷却のための必要な措置が講じられている（廃棄施設）
		監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）を設ければならない。

	2	加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。（監視設備）
	第三章	重大事故等の拡大の防止等
	2	加工施設には、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。（重大事故等の拡大の防止等）
	第三章	重大事故等対処施設
	2	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。（通信連絡設備）
	第二十一条	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。
	第二十二条	加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。（重大事故等の拡大の防止等）
	第三章	重大事故等対処施設
	2	工場等には、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）を設ければならない。
	第十七条	加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）を設ければならない。

	2	加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するためには必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。（放射線管理施設）
	第十八条	工場等には、放射線から放射線業務從事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。（放射線管理施設）
	2	放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。
	第三章	重大事故等の拡大の防止等
	2	加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。（監視設備）
	第二十九条	加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。（監視設備）
	第三章	重大事故等の拡大の防止等
	2	加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他の安全機能を有する施設の安全機能を確保するためには、必要な設備が使用できる非常用電源設備を設けなければならない。（非常用電源設備）
	第二十条	加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他の安全機能を有する施設の安全機能を確保するためには、必要な設備が使用できる非常用電源設備を設けなければならない。（非常用電源設備）
	第二十一条	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。（通信連絡設備）
	第二十二条	工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。（通信連絡設備）
	第二十三条	重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消防設備及び火災感知設備を有するものでなければならない。（火災等による損傷の防止）
	第二十四条	重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。（重大事故等対処施設の地盤）
	第二十五条	重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。（地震による損傷の防止）

	3	ブルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故が発生した場合において、ブルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するためには必要な措置を講じたものでなければならない。（ブルトニウムを取り扱う加工施設）
	第二十六条	重大事故等対処施設は、基準津波に対する重大事故等対処施設は、基準津波に対する重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設が設置される重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。（津波による損傷の防止）
	第二十七条	重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。（重大事故等対処施設）
	第二十八条	重大事故等対処施設は、常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等対処施設が設置される重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。（常設耐震重要重大事故等対処施設）
	第二十九条	重大事故等対処施設は、常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。（常設耐震重要重大事故等対処施設）
	第三十条	重大事故等対処施設は、常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。（常設耐震重要重大事故等対処施設）
	第三十一条	重大事故等対処施設は、常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。（常設耐震重要重大事故等対処施設）
	第三十二条	重大事故等対処施設は、常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。（常設耐震重要重大事故等対処施設）
	第三十三条	重大事故等対処施設は、常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。（常設耐震重要重大事故等対処施設）
	第三十四条	重大事故等対処施設は、常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。（常設耐震重要重大事故等対処施設）
	第三十五条	重大事故等対処施設は、常設耐震重要重大事故等対処施設が設置される重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。（常設耐震重要重大事故等対処施設）

常設重大事故等対処設備は、前項に定めるもののか、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならない。

可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならぬ。

一 常設設備（ブルトニウムを取り扱う加工施設と接続している設備又はブルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（ブルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他適切な措置を講じたものであること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。

六 共通要因によつて、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するためには必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するためには必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じるものであること。

（臨界事故の拡大を防止するための設備）

第二十九条 ブルトニウムを取り扱う加工施設に（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備

一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するた

重大事故等対処設備を設けなければならない。

（重大事故等対処設備に重大事故の拡大を防止するための設備）

二 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するための必要な設備

一 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するための必要な設備

二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するための必要な設備

（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

二 ブルトニウムを取り扱う加工施設に（重大事故等対処設備に重大事故の拡大を防止するための設備）

一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するための必要な設備

（緊急時対策所）

第三十四条 ブルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故等に對処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げる緊急時対策所を設けなければならない。

一 重大事故等に對処するために必要な指示を行ふ要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。

二 ブルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ふために必要な設備を設けたものであること。

三 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

四 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

五 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

六 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

七 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

八 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

九 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

十 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

十一 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

十二 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

十三 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

十四 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

十五 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

十六 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

十七 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

十八 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

十九 重大事故等に對処するための必要な設備を設けなければならない。

（ブルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。